



# 人と動物の “より良い関係”を目指して



4月から「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」が施行されます。これは、犬や猫の健康や安全を守るとともに、周辺の生活環境を保全するための制度です。

市でも、動物は家族の一員であるという考え方のもと、人や生き物を大切にする社会づくりを進めています。動物愛護と適正な管理に、皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ 環境推進課 ☎24・8067

石川県薬事衛生課 ☎076・225・1443

## 飼い主が守ること

### ①最後まで飼う

習性を正しく理解し、動物が命を全うするまで、愛情と責任をもって面倒を見ましょう。

### ②迷惑をかけない

動物の鳴き声や臭い、ふん尿などにより、周囲に迷惑をかけないように管理しましょう。  
むやみに多頭飼育したり、繁殖させたりしないように不妊去勢措置をしましょう。

### ③増やしすぎない

首輪や名札を装着し、飼い主を明らかにしましょう。マイクロチップの装着も有効です。  
動物を逃がさない対策をしましょう。逃げてしまったら小松警察署または南加賀保健福祉センターに問い合わせ、すぐに探しましょう。

### ④所有者を明示する

外は猫にとって危険がいっぱいです。近所に迷惑をかけないためにも屋内で飼いましょう。

猫は家の中で飼う  
外は猫にとって危険がいっぱいです。近所に迷惑をかけないためにも屋内で飼いましょう。



犬や猫を合わせて  
6匹以上飼う場合、  
届け出が必要になります。

### 届出期限

対象となつた日から30日以内  
(4月1日時点で届け出の対象の人  
は6月30日まで)

届け出をしない場合や虚偽の届  
け出をした場合、5万円以下の過  
料が科されることがあります。

南加賀保健福祉センターに届出  
書を提出

詳しくは▶

